

総会資料

平成 15 年 11 月 19 日
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
専門職問題委員会

「アーキビスト養成制度の検討について(要望)」の提出について(報告)

- 1 期日 平成 15 年 7 月 9 日(水)16:30 ~ 17:10
- 2 場所 慶應義塾大学(東京都港区三田 2-15-45)
- 3 参加者 専門職問題委員会 委員長 齋藤佳郎
同 副委員長 高橋 実
同 事務局 川俣正英
- 4 提出先 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」
座長 高山正也氏(慶應義塾大学教授)
- 5 提出物
 - (1) 「アーキビスト養成制度の検討について(要望)」 1 部
別紙参照
 - (2) 「アーキビスト養成制度の検討について(要望)」関連資料 1 冊
「アーキビスト養成制度の検討について(要望)」関連資料名一覧
「公文書館法の意義と今後の課題(案)」(全史料協公文書館法問題小委員会 昭和 63 年)
「公文書館専門職養成制度の確立に関する要望書」(全史料協会長村田文生 内閣総理大臣宛 平成元年)
「アーキビスト養成制度の実現に向けて - 専門職問題特別委員会報告書 - 」(全史料協専門職特別委員会 平成 4 年)
「文書館専門職員養成制度の確立に関する請願書」(全史料協代表者関根敬一郎 衆参両院議長宛 平成 5 年)
「文書館専門職員養成制度の確立に関する要望書」(全史料協代表者関根敬一郎 内閣総理大臣・文部大臣・自治大臣宛 平成 5 年)
「アーキビスト制度への提言 - 第二次専門職問題特別委員会報告書 - 」(全史料協第二次専門職問題特別委員会 平成 7 年)
「アーキビスト養成制度の確立を望むアピール」(全史料協専門職問題委員会委員長 衆参両院議長・内閣総理大臣・文部大臣・各政党・都道府県知事・歴史学研究諸団体・関係大学等 81 箇所に送付 平成 10 年)
「資料保存機関職員の実態調査アンケート 集計結果報告書」(全史料協専門職問題委員会委員長 平成 11 年)
「記録史料学等の開講に関する調査報告書」(全史料協専門職問題委員会 平成 13 年)
「専門職養成制度に向けての全史料協の活動について」(全史料協専門職問題委員会 平成 14 年)
「資料保存の担い手とその養成 - 専門職問題委員会の取り組み - 」(第 28 回全史料協全国大会分科会報告 高埜利彦 平成 14 年)

平成15年7月9日

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会
座 長 高 山 正 也 様

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
専門職問題委員会委員長 齋藤 佳郎

「アーキビスト養成制度の検討について(要望)」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、当「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会」の運営に関しましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴研究会におかれましては、日本におけるアーキビストの養成や電子文書の保存など、緊急な諸課題の解決をめざして設置されたと、伺っております。

特にアーキビストの養成に関しましては、当委員会におきましても重要な課題であると認識し、養成制度・資格認定制度の実現に向けて検討してきた次第です。

つきましては、この課題をより一層御検討いただきたく、別紙のように「アーキビスト養成制度の検討について(要望)」を作成いたしましたので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

[別紙]

アーキビスト養成制度の検討について（要望）

平成15年5月12日、国立公文書館を始めとする我が国の公文書館制度の拡充・強化を図る方策を検討するために「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」が発足されましたことに文書館運営に関わるものとして敬意を表します。

御承知のように文書館制度の拡充・強化のために必要不可欠のものはアーキビストであります。貴研究会でも取り組むべき課題の一つとして、専門職の養成問題が取り上げられることと存じま。私たち全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会におきましても、問題の重要性に鑑み、これまでアーキビスト養成に関して別紙の様な取組を行い、いくつかの提言をしてまいりました。

私たちは、アーキビストとは、時代や種類を問わず、様々な記録史料を人類共有の歴史情報資源として保存・活用するための、学術性の濃い、かつ公共性の高い高等専門職であり、国や地方自治体の文書館・公文書館はもとより、企業・大学・団体等社会全体に広く配置を目指すべきものであると考えております（『アーキビスト養成制度の実現に向けて - 全史料協専門職問題特別委員会報告書 - 』1992年10月、『アーキビスト制度への提言 - 第二次専門職問題特別委員会報告書 - 』1995年12月）。

したがって、医療専門職や法律専門職の養成がそうであるように、アーキビストの養成に当たっては以下の要件を満たすことが必要であると考えます。

養成の基本理念

第一 その専門分野に関する学術研究活動を基盤に置くこと

第二 国民に開かれた教育システムのもとで行うこと

養成機関

大学院・大学・大学共同利用機関等の高等教育研究機関が最も適切である。

その際、アーキビストに求められる知識・技能水準や国際的な動向から見て、養成課程の中心を大学院修士（博士前期）課程におき、アーキビストの裾野を広げるための学部レベルでの教育、専門性を高めるための現職者を対象とした短期研修課程の充実など、多様で複線的な養成課程を設けることが望ましい。

現在、わが国の専門職員の研修制度は、国立公文書館における「公文書館専門職員養成課程」及び国文学研究資料館史料館における「アーカイブズ・カレッジ」等の講座があり、国や地方公共団体の職員や大学院生等を対象として開講しています。

しかしながら、大学院・大学等の高等教育機関においてアーキビスト教育に関する講座をもつ機関はまだごく少数に限られております。

海外の状況を見ますと、例えば、アメリカ合衆国においては、アーキビスト養成について約30の大学院にプログラムがあり、充実したカリキュラムのもとに専門教育を展開しています。また、資格認定制度も確立しており、専門職としての資格認定を実施しています。

国際的な文化交流が進み、また、地球規模の情報化の今日、わが国における歴史情報資源の整備充実を図る上で、文書館におけるアーキビストの存在意義は益々大きくなっており、アーキビストの養成及びその資格認定、更に、文書館への専門職員の配備は焦眉の急であります。

貴研究会におかれましては、このような状況に鑑み、私たちの長年の念願でありますアーキビストの養成及び資格認定に関するシステムの具体像を検討され、提案されますことを切に望む次第であります。

（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会）